

I 入院基本料について

- 入院患者数334人の療養病棟入院料1を算定しております。
- 1日に54人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と54人以上の介護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 朝9時～夕方17時：看護職員42人以上、介護職員30人以上が勤務しております。
 - ・ 夕方17時～朝9時：常時18人以上の看護・介護職員（内6人は看護職員）が勤務しております。
 - ・ 受け持ち患者数は各病棟に掲示しております。
- 厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
原則として、付き添いはご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制について

入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に説明し文書により交付しております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

III 厚生労働大臣が定める施設基準について（北海道厚生局へ届出済）

(1) 食事療養の基準に係る届出

- 入院時食事療養費（I）及び入院時生活療養費（I）
- 栄養管理士により管理された食事を適時適温で提供（夕食は午後6時以降）

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 療養病棟入院料1
- 療養病棟療養環境加算2
- 認知症ケア加算3
- 診療録管理体制加算2
- データ提出加算1及び3
- 歯科点数表の初診料の注1
- 歯科外来診療環境体制加算1

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 薬剤管理指導料
- CT撮影撮影及びMRI撮影
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 脳血管疾患等リハビリテーションⅡ
- 運動器リハビリテーションⅠ
- 胃瘻造設術

（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）

(4) その他の届出

- 酸素単価